

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

【 資 料 編 】

資料1 ごみ量等の予測結果

資料2 環境関連の法律等の概要

匠瑛市 ごみ処理の実績と予測（排出量）

年度	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43
人口（年度末）	人	42,034	41,613	41,189	40,808	39,979	39,454	38,979	38,571	38,063	37,524	36,934	36,374	35,815	35,256	34,683	34,110	33,537	32,964	32,392	31,810	31,235	30,661	30,201	29,741	29,281
事業所数	所	2,176	2,101	2,025	1,949	1,874	1,798	1,818	1,838	1,801	1,763	1,726	1,688	1,651	1,614	1,576	1,539	1,501	1,464	1,427	1,389	1,319	1,250	1,180	1,110	1,040
総排出量	t	10,919	10,688	10,560	10,606	10,724	10,911	10,823	10,560	10,649	10,532	10,374	10,216	10,056	9,897	9,751	9,592	9,432	9,272	9,111	8,952	8,818	8,634	8,506	8,378	8,273
排出量	t	10,745	10,469	10,310	10,371	10,469	10,619	10,526	10,286	10,383	10,289	10,130	9,974	9,817	9,660	9,517	9,360	9,203	9,046	8,888	8,731	8,599	8,418	8,292	8,167	8,063
生活系ごみ排出量	t	6,959	6,736	6,668	6,833	6,887	6,930	6,893	6,769	6,844	6,894	6,794	6,692	6,589	6,486	6,399	6,297	6,194	6,091	5,987	5,885	5,798	5,679	5,597	5,515	5,448
可燃ごみ量	t	4,681	4,692	4,632	4,733	4,868	4,861	4,830	4,855	4,829	4,831	4,753	4,674	4,596	4,517	4,482	4,404	4,325	4,247	4,168	4,090	4,023	3,934	3,871	3,809	3,756
収集	t	4,681	4,692	4,632	4,733	4,868	4,770	4,755	4,747	4,711	4,710															
直接搬入	t	0	0	0	0	0	91	75	108	118	121															
不燃ごみ量	t	1,395	1,244	1,235	1,327	1,255	1,307	1,325	1,165	1,334	1,398	1,375	1,353	1,330	1,308	1,285	1,262	1,240	1,217	1,195	1,172	1,153	1,127	1,109	1,091	1,076
収集	t	1,395	1,244	1,235	1,327	1,255	186	157	142	145	137															
直接搬入	t	0	0	0	0	0	1,121	1,168	1,023	1,189	1,261															
粗大ごみ量	t	7	5	7	9	7	5	7	14	10	9	9	9	8	8	8	8	7	7	6	6	6	5	5	5	4
収集	t	7	5	7	9	7	5	7	14	10	9															
直接搬入	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
資源ごみ量	t	848	762	762	737	734	739	713	718	655	633	635	634	633	632	603	602	601	600	598	597	596	592	592	591	592
収集	t	677	687	729	710	707	710	668	638	616	594															
直接搬入	t	171	75	33	27	27	29	45	80	39	39															
有害ごみ	t	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
その他	t	22	27	26	21	17	12	12	11	10	17	16	16	16	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14	14	14
事業系ごみ排出量	t	3,786	3,733	3,642	3,538	3,582	3,689	3,633	3,517	3,539	3,395	3,337	3,282	3,228	3,173	3,118	3,064	3,009	2,955	2,900	2,846	2,802	2,739	2,695	2,652	2,615
可燃ごみ量	t	2,895	2,894	2,945	2,844	2,957	2,931	2,844	2,673	2,557	2,472	2,432	2,392	2,352	2,312	2,272	2,232	2,192	2,152	2,112	2,072	2,038	1,993	1,960	1,928	1,902
収集	t	2,895	2,894	2,945	2,844	2,957	1,505	1,449	1,345	1,239	1,260															
直接搬入	t	0	0	0	0	0	1,426	1,395	1,328	1,318	1,212															
不燃ごみ量	t	852	827	678	668	591	735	754	811	944	889	875	860	846	831	817	803	788	774	759	745	733	716	705	693	684
収集	t	852	827	678	668	591	3	5	1	0	0															
直接搬入	t	0	0	0	0	0	732	749	810	944	889															
粗大ごみ量	t	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収集	t	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0															
直接搬入	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
資源ごみ量	t	39	11	19	26	34	23	35	33	38	34	30	30	30	30	29	29	29	29	29	29	31	30	30	30	30
収集	t	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
直接搬入	t	30	11	19	26	34	23	35	33	38	34															
その他	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団回収量	t	174	219	250	235	255	292	297	274	266	243	244	242	239	237	234	232	229	226	223	221	219	215	213	211	210
紙類	t	152	190	213	202	214	249	251	229	219	200	207	205	203	201	198	197	194	193	190	188					
布類	t	20	18	20	16	18	19	17	18	17	16	18	18	17	17	17	17	17	16	16	16					
缶類	t	1	10	9	9	13	14	15	14	13	11	10	10	10	10	10	10	10	9	9	9					
びん類	t	1	1	3	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
その他	t	0	0	5	6	9	9	13	12	16	15	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6					
災害ごみ	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
可燃ごみ	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
不燃ごみ	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
粗大ごみ	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
資源ごみ	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
その他	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

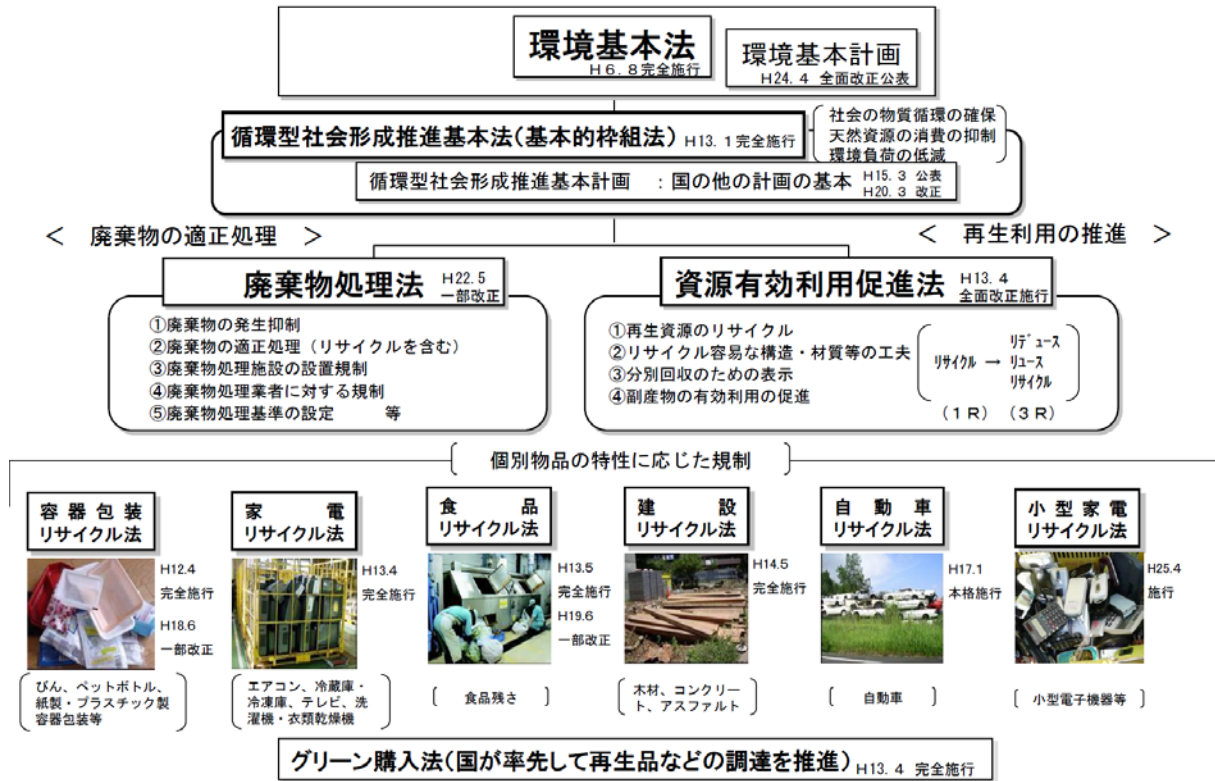
匠瑛市 ごみ処理の実績と予測（原単位）

年度		単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	
人	口（年度末）	人	42,034	41,613	41,189	40,808	39,979	39,454	38,979	38,571	38,063	37,524	36,934	36,374	35,815	35,256	34,683	34,110	33,537	32,964	32,392	31,810	31,235	30,661	30,201	29,741	29,281	
事業所数	所		2,176	2,101	2,025	1,949	1,874	1,798	1,818	1,838	1,801	1,763	1,726	1,688	1,651	1,614	1,576	1,539	1,501	1,464	1,427	1,389	1,319	1,250	1,180	1,110	1,040	
総	排出量	g/人・日	709.8	703.6	702.4	712.0	733.0	757.6	760.7	750.2	764.3	768.9	769.5	769.6	767.2	769.0	770.2	770.5	768.6	770.6	770.6	771.0	771.1	771.4	771.5	771.6	771.8	
排	出量	g/人・日	698.5	689.2	685.8	696.2	715.6	737.3	739.8	730.7	745.2	751.2	751.4	751.4	748.9	750.6	751.7	751.9	749.9	751.8	751.7	752.0	752.0	752.1	752.1	752.1	752.2	
生活系ごみ	生活系ごみ排出量	g/人・日	452.4	443.5	443.5	458.8	470.8	481.2	484.4	480.9	491.2	503.3	503.9	504.1	502.7	504.0	505.4	505.8	504.7	506.2	506.4	506.8	507.1	507.4	507.6	507.9	508.3	
	可燃ごみ量	g/人・日	304.3	308.9	308.1	317.8	332.7	337.6	339.5	344.9	346.6	352.7	352.5	352.1	350.6	351.0	354.0	353.7	352.4	353.0	352.6	352.3	351.9	351.6	351.2	350.8	350.5	
	収集	g/人・日	304.3	308.9	308.1	317.8	332.7	331.2	334.2	337.2	338.2	343.9																
	直接搬入	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	5.3	7.7	8.5	8.8																
	不燃ごみ量	g/人・日	90.7	81.9	82.1	89.1	85.8	90.8	93.1	82.8	95.8	102.1	102.0	101.9	101.5	101.6	101.5	101.4	101.0	101.2	101.0	100.9	100.8	100.7	100.6	100.5	100.4	
	収集	g/人・日	90.7	81.9	82.1	89.1	85.8	12.9	11.0	10.1	10.4	10.0																
	直接搬入	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	77.8	82.1	72.7	85.3	92.1																
	粗大ごみ量	g/人・日	0.5	0.3	0.5	0.6	0.5	0.3	0.5	1.0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4
	収集	g/人・日	0.5	0.3	0.5	0.6	0.5	0.3	0.5	1.0	0.7	0.7																
	直接搬入	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																
	資源ごみ量	g/人・日	55.1	50.2	50.7	49.5	50.2	51.3	50.1	51.0	47.0	46.2	47.1	47.8	48.3	49.1	47.6	48.4	49.0	49.9	50.6	51.4	52.2	52.9	53.7	54.4	55.2	
	収集	g/人・日	44.0	45.2	48.5	47.7	48.3	49.3	47.0	45.3	44.2	43.4																
	直接搬入	g/人・日	11.1	4.9	2.2	1.8	1.8	2.0	3.2	5.7	2.8	2.8																
	有害ごみ	g/人・日	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6
	その他	g/人・日	1.4	1.8	1.7	1.4	1.2	0.8	0.8	0.8	0.7	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	事業系ごみ	事業系ごみ排出量	g/人・日	246.1	245.7	242.3	237.4	244.8	256.1	255.4	249.8	254.0	247.9	247.5	247.3	246.2	246.6	246.3	246.1	245.2	245.6	245.3	245.2	244.9	244.7	244.5	244.2	243.9
		可燃ごみ量	g/人・日	188.2	190.5	195.9	190.9	202.1	203.5	199.9	189.9	183.5	180.5	180.4	180.2	179.4	179.7	179.5	179.3	178.6	178.9	178.6	178.5	178.3	178.1	177.8	177.6	177.4
		収集	g/人・日	188.2	190.5	195.9	190.9	202.1	104.5	101.8	95.5	88.9	92.0															
直接搬入		g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.0	98.1	94.3	94.6	88.5																
不燃ごみ量		g/人・日	55.4	54.4	45.1	44.8	40.4	51.0	53.0	57.6	67.8	64.9	64.9	64.8	64.5	64.6	64.5	64.5	64.2	64.3	64.2	64.2	64.1	64.0	63.9	63.9	63.8	
収集		g/人・日	55.4	54.4	45.1	44.8	40.4	0.2	0.4	0.1	0.0	0.0																
直接搬入		g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.8	52.6	57.5	67.8	64.9																
粗大ごみ量		g/人・日	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収集		g/人・日	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																
直接搬入		g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																
資源ごみ量		g/人・日	2.5	0.7	1.3	1.7	2.3	1.6	2.5	2.3	2.7	2.5	2.2	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	
収集		g/人・日	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																
直接搬入	g/人・日	2.0	0.7	1.3	1.7	2.3	1.6	2.5	2.3	2.7	2.5																	
その他	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
集団回収	紙類	g/人・日	11.3	14.4	16.6	15.8	17.4	20.3	20.9	19.5	19.1	17.7	18.1	18.2	18.2	18.4	18.5	18.6	18.7	18.8	18.9	19.0	19.1	19.3	19.4	19.5	19.6	
	布類	g/人・日																										
	缶類	g/人・日																										
	びん類	g/人・日																										
	その他	g/人・日																										
	災害ごみ	可燃ごみ	g/人・日																									
不燃ごみ		g/人・日																										
粗大ごみ		g/人・日																										
資源ごみ		g/人・日																										
その他		g/人・日																										

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

資料2 環境関連の法律等の概要

1 循環型社会形成推進基本法の枠組みは、以下のとおりである。



2 関係法令環境関連の法律等の概要は、以下のとおりである。

区分	名称		概要
環境一般	基本法	環境基本法	近年の我が国の環境問題の構造的変化や地球環境問題への取組の必要性の高まり等に適切に対応するため、環境の保全についての基本理念、各主体の責務、基本的施策など、環境保全に関する施策の基本的な枠組みを定めたもので、公害対策基本法に代わり制定された法律です。
		環境基本計画	国の環境基本計画は、環境基本法第15条に基づく「環境の保全に関する基本的な計画」で、中央環境審議会の意見を聴いて閣議決定されたものです。平成6年12月に閣議決定され、21世紀半ばを展望して、環境政策の基本的考え方と、循環・共生・参加、国際的取組という4つの長期的な目標を示すとともに、21世紀初頭までの施策の方向を明らかにし、施策の総合的、計画的な展開を図っています。平成11年6月に見直しが諮問され、平成12年12月に閣議決定されました。平成24年4月には、「低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成すること。その基盤として、「安全」を確保」を目指して、第4次環境基本計画が策定されました。
	アセス	環境影響評価法	土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、その事業の実施にあたりあらかじめ環境影響評価を行うことが、環境の保全上極めて重要であるとの認識に立ち、環境影響評価の手法を定めるとともに、その結果を事業に反映させるための措置をとること等により、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを究極的な目的とする法律で、平成11年6月12日から施行されました。その後、新たな課題への対応や、生物多様性の保全などを踏まえて、平成23年に改正されました。
	生活環境	大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例	法律の排出基準より厳しい基準（いわゆる上乘せ基準）を地域の汚染状況等に即して条例で定めることができることとなっており、大気汚染物質としてカドミウム、塩素、塩化水素等について施設を特定し規制しています。また、水質についても、国が定める一律排水基準より厳しい排水基準を定め、公共用水域の水質保全を図っています。
大気環境		大気汚染防止法	工場や事業場から発生する大気汚染物質について、物質の種類ごと、排出施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められ、また、有害大気汚染物質対策の実施の推進や自動車排出ガスに係わる許容限度を定める等により、国民の健康の保護や生活環境の保全等を図っています。
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (自動車Nox・PM法)	昭和60年代以降急速に進んだモータリゼーションを背景に自動車交通量が増加し、自動車交通が集中する東京や大阪近郊の大都市地域では自動車による交通公害が深刻になってきました。こうした状況に対処するため、大気汚染防止法に対する特別法として制定されたのが「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」です。(通称「自動車Nox法」と呼ばれています。)この法律が適用される地域では、窒素酸化物の排出量が多い車(主にトラックやバス)は一定の猶予期間が経過した後、登録ができなくなる(車検証が交付されない)等の措置がとられました。(車種規制といいます。)しかし、大気汚染の改善状況はかんばしくなかったため、平成13年6月にこの法律は改正され現在の名称となりました。改正により、窒素酸化物に加えて粒子状物質も規制対象に加えられたほか、車種規制の内容も厳しいものとなりました。(詳しいことは政令で規定)改正後、この法律は通称「自動車Nox・PM法」と呼ばれています。その後、局地汚染対策や流入車対策を加えた内容に改正され、平成20年1月に施行されました。
水環境	水質	水質汚濁防止法	工場・事業場から公共用水域に排出される排水や地下に浸透される水について規制を行うとともに、生活排水対策の実施の推進について定め、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としています。なお、工場等から公共下水道に排出される排水については下水道法の規制を受けます。

区分	名 称		概 要
水環境	土 壤	土壌汚染対策法	土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策の実施を図ることにより、国民の健康を保護することを目的として平成15年2月に施行されました。また、平成21年4月に一部改正され、土壌汚染状況の把握のための制度の拡充、汚染区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染土壌処理業の許可制度の追加が行われました。
		循環型社会形成推進基本法	「循環型社会」を形成するために、その基本的な枠組みとなる法律として制定されました。この中で、「循環型社会」を廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会として定義しています。廃棄物のうち有用なものを「循環資源」として位置づけ、その循環的な利用を促進することとなり、循環資源の循環的な利用及び処分の優先順位を①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分とすることが法定化されました。政府は、平成15年3月14日に循環型社会形成推進基本計画を閣議決定・国会報告しました。本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、第三次循環型社会形成推進基本計画が平成25年5月に閣議決定されました。
廃棄物		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年に他の公害関係立法とともに成立しました。それまでは、廃棄物の処理について、清掃法に基づき行われてきましたが、事業者の産業廃棄物の処理責任を明確にし、産業廃棄物についての処理体系を確立するなど、現状に即した廃棄物の処理体系を整備し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として成立しました。平成12年には、廃棄物の適正な処理体制を整備し、不適正な処理を防止するため、国における基本方針の策定、廃棄物処理センターにおける廃棄物の処理の推進、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずることとなりました。都道府県は、国における基本方針に即して、区域内の廃棄物の減量その他の適正な処理に関する計画(廃棄物処理計画)を定めることとされています。
		資源の有効な利用の促進に関する法律	平成3年に制定した「再生資源の利用の促進に関する法律」(再生資源利用促進法)が改正され、法律名も「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改められました。本法では、①事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制対策や③回収した製品の部品等の再使用対策を新たに請じ、また、産業廃棄物対策としても、④副産物の発生抑制及びリサイクルを推進することにより、循環型経済システムの構築を目指しています。平成13年3月28日に改正された資源の有効な利用の促進に関する基本方針には、製品の種類及び副産物の種類ごとのこれらの利用に関する目標、製品の種類ごとの長期間の使用の促進に関する事項等が定められています。
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について排出を抑制するとともに、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するという、消費者、市町村、事業者の3者の役割分担を明確にすることにより、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。本法において都道府県は分別収集促進計画を、市町村は分別収集計画を策定し、公表することとされています。
		特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を確保するため、特定家庭用機器として指定された、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が廃棄物となったもの(特定家庭用機器廃棄物)について、小売業者による収集及び運搬、製造業者等による再商品化等を義務付けることにより、廃家電等の適切なリサイクル・処理を確保することを目指しています。平成10年6月に公布、平成13年4月に施行され、平成16年4月、平成21年4月、平成23年6月に対象機器が追加されています。

区分	名 称	概 要
廃 棄 物	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	建築物の解体工事などの発注者に知事(市長)への届出を義務付けるとともに、建築物の解体などの受注者に、特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材、コンクリート及び鉄からなる建設資材)の分別及び再資源化などを義務付けています。また、解体工事などの受注者に対する知事(市長)による助言・勧告、命令制度や解体工事業者の都道府県知事への登録制度を規定しています。本法においては主務大臣が基本方針を定めることが規定されており、平成13年1月17日に基本方針が定められ、本方針に即し、本県でも特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を定めました。平成12年5月に公布、平成14年5月に完全施行されました。
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めており、「基本方針の策定」、「食品関連事業者による再生利用等の実施」、「再生利用を促進するための措置」等について規定しています。平成19年6月に一部改正され、食品廃棄物等の再生利用手法の優先順位が、飼料化、堆肥化、飼料化及び堆肥化以外の再生利用(メタン化等)、熱回収、減量とされ、堆肥化が2番目に追加されました。
	使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」は平成14年7月に公布され、平成17年1月から本格施行されました。この法律では、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けています。主な内容は①自動車製造業者等のフロン類、エアバッグ及びシュレッターダストの引取義務やリサイクル(フロン類は破壊)を行う義務、②引取業者(自動車販売、整備業者等)の使用済自動車の引取義務及びフロン類回収業者又は解体業者への引渡義務、③フロン類回収業者のフロン類の回収及び自動車製造業者等への引渡義務、④解体業者・破砕業者の使用済自動車のリサイクル及びエアバッグ、シュレッターダストの自動車製造業者等への引渡義務、⑤自動車所有者の引取業者への引渡義務及びリサイクル料金の負担などとなっています。
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどがリサイクルされずに埋め立てられていることへの対応が急務となる中で、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るために平成25年4月に施行されました。家庭用のパソコン、携帯電話、デジタルカメラなど幅広い品目が対象となります。
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB特別措置法)	ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランスコンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されてきましたが、昭和43年にはカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降その製造が行われていません。PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)」が公布されました。本法では、国はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を策定することとされ、都道府県は、国の基本計画に即して、その区域におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定することとなっています。また、事業者等は、毎年度PCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事等に届出をし、都道府県知事等は事業者等からの届出書を公衆の縦覧に供することにより公表することとなっています。また、事業者は、処理体制の整備状況等を勘案して事業エリアごとに定められた期間内までにそのPCB廃棄物を処分する義務があります。

区分	名 称	概 要
化学物質	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を図り、国民の健康を保護するため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる環境基準を定めるとともに、廃棄物焼却施設等の特定施設の届出及び排出ガス、排出水等に係る規制、汚染状況のモニタリング調査、並びに汚染土壌に対する対策等を定めています。（平成11年7月16日公布、平成12年1月15日施行）
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的に平成11年7月に制定され、PRTR制度（専門家による化学物質の排出量等の届出及び国等による届出データ等の集計・公表制度）、MSDS制度（化学物質の性状及び取扱いに関する情報提供を事業者間の取引等の際に義務づける制度）、事業者が対象化学物質等の管理を行う際のガイドラインである化学物質管理指針などが規定されています。平成20年11月21日に同法施行令が改正され、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しと第一種指定化学物質等取扱事業者となりうる業種の追加（医療業）が行われました。MSDS制度は平成21年10月1日、PRTR制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は平成22年度から、届出は平成23年度から実施されます。
騒音・振動・悪臭	騒音規制法	騒音規制法は、生活環境を保全すべき地域を県知事（市の区域内については市長）が指定し、その地域内の特定施設のある工場・事業場の事業活動や建設工事に伴って発生する騒音の規制、自動車騒音に係る許容限度の設定等について定めています。なお、航空機及び鉄道騒音は本法の規制対象ではなく、それぞれ国の告示により、環境基準が設定され、これに対応する法律等により、音源対策等が講じられています。
	振動規制法	騒音規制法は、生活環境を保全すべき地域を県知事（市の区域内については市長）が指定し、その指定地域内の特定施設をもつ工場・事業場の振動や特定建設作業等の振動を規制しています。
	悪臭防止法	県知事（市の区域内については市長）は、工場やその他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭により、生活環境の保全を図る必要があると認められる地域を悪臭を規制する地域として指定し、規制基準を設定しています。
自然環境	自然環境保全法	良好な自然環境を保全することにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保を図るため、地域の指定、行為の制限等を定めています。
	首都圏近郊緑地保全法	首都圏近郊整備地帯での無秩序な市街化を防止し、秩序ある発展に寄与するために必要な土地の区域の指定、行為の制限等を定めています。
	都市緑地法	都市計画区域内の緑地のうち都市の良好な自然環境を形成する樹林地等を保全するため、地区の指定、行為の制限等を定めています。
	生産緑地法	市街化区域内において緑地機能等の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、地区の指定、行為の制限等を定めています。
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	都市の美観風致を維持するために特に優れた樹木又は樹林を保存し、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与するため、保存樹及び保存樹木の指定、保存等について定めています。
	森林法	森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的として、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めています。
	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の健康、休養及び教化に資することを目的として定められています。
	生物多様性基本法	生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、行政民間団体及び国民等の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定など施策の基本事項を定めています。

区分	名称	概要	
自然環境	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	野生鳥獣の保護を図るとともに、野生鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系被害を防止し、併せて狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護区の指定や捕獲等に当たっての規制、狩猟免許制度などについて定めています。	
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全することを目的とし、国内外に生息する希少野生生物の譲渡等の規制、国内に生息する希少野生生物の捕獲・採取等の規制、生息地等保護区の指定による生息地における開発行為などの規制及び保護増殖事業の実施等について定めています。	
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	海外から国内に持ち込まれる外来生物のうち、国内の生態系や人の生命身体、農林水産業に係る深刻な被害やそのおそれを生じさせているものがあることから、これらを特定外来生物に指定し、飼養や栽培、輸入その他の取扱を原則禁止するとともに、既に国内に定着している特定外来生物について、国等が防除等を行うことを定めています。	
まちづくり	景観法	良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定により、行為の制限や景観重要建造物の維持、景観重要公共施設の整備など、景観づくりに向けた総合的な取組みを定めています。	
	都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として定められています。	
	河川法	近年、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境として、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を活かした川づくりが求められているなど、河川に関する制度をとりまく状況は大きく変化していることを受けて、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まりに応えるため、河川管理の目的として「治水」、「利水」に加え、「河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全」を位置付け、河川法が改正され平成9年に施行されました。	
地球環境	地球温暖化防止	京都議定書	平成9年12月に京都で開催された気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)第3回締約国会議(COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガス(二酸化炭素などの6ガス)の排出量の具体的な数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどその達成のための新たな仕組みが合意されました。京都議定書は平成17年2月16日に発効し、2008年から2012年までの第1約束期間に、先進国全体で1990年比5%の温室効果ガスを削減することになっています。
		京都議定書目標達成計画	平成17年2月の京都議定書の発効を受け、日本の温室効果ガス6%削減を達成するため、地球温暖化対策推進法に基づき、平成17年4月28日に閣議決定されました。(平成20年3月28日全部改定)
		地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)	我が国の地球温暖化対策の基本法律であり、国、地方公共団体、事業者及び国民各々の責務を明らかにしています。国と地方公共団体に対して実行計画の策定と実施状況の公表を義務づけているほか、一定規模以上の事業者に対する温室効果ガス排出量の算定及び報告の義務づけなどを規定しています。(平成28年3月改正)

区分	名 称	概 要	
地球環境	省エネルギー	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法) 内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び機械器具についてのエネルギー使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために昭和54年に制定されました。平成17年8月に、地球温暖化防止に関する京都議定書の発効、昨今の世界的なエネルギー需給のひっ迫化等、最近のエネルギーを巡る諸情勢を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、新たに輸送に係る省エネルギー推進のための措置を創設するとともに、工場・事業場及び住宅・建築物分野における対策の強化などの措置が講じられました。電気の需要の平準化の推進及びトップランナー制度の建築材医療等への拡大等に関する措置を追加し、平成25年5月に改正されました。	
	新エネルギー	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネルギー法)	内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等について国民の努力を促すとともに、新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を定めています。施行令で指定されているものは、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、雪氷熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、温度差エネルギー、地熱発電、中小規模水力発電がある。
		電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)	内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する必要な措置(電気事業者による販売電力量に応じて一定割合以上の新エネルギー等から発電される電気の利用を義務づけ)を定めています。
		エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法)	電気やガス、石油事業者といったエネルギー供給事業者に対して、太陽光風力等の再生可能エネルギー源、原子力等の非化石エネルギー源の利用や化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な措置を講じるもので、平成21年7月1日に成立、同年8月28日に施行されました。本法律の省令及び告示等、所要の規定が整備されたことに伴い、同年11月1日から。太陽光発電設備による余剰電力を電気事業者がそれまでの2倍程度の価格で買い取る「太陽光発電の新たな買取制度」が開始されました。
		オゾン層保護	モンテリオール議定書
	オゾン層保護	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	ウィーン条約及びモンテリオール議定書の実施を確保するため、同議定書で規制の対象となっている物質を特定物質と定め、その製造数量等の規制や排出の抑制・使用合理化の努力義務、さらにオゾン層や大気中CFC等の観測・監視や生産量・消費量の基準限度・実績の公表などが実施されています。
	オゾン層保護	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	フロン類の大気中への排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等の特定製品からのフロン類の回収及び破壊の実施を確保するために定められました。フロン類回収業者の登録、破壊業者の許可制や、回収等における基準、費用負担等を定めるとともに、事業者、フロン類製造業者、国民、国及び地方公共団体についてフロン類排出抑制のためのそれぞれの責務を規定しています。

区分	名 称	概 要
環境への負荷の少ない生活・事業活動の現実	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (環境教育等促進法)	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正され、平成24年10月に完全施行されました。法目的に協働取組の推進を追加し、地方自治体による推進枠組みの具体化として「環境教育・協働取組推進の行動計画」の策定ができること、学校教育における環境教育のさらなる充実、人材認定事業の登録対象に協働取組のファシリテーターの認定、環境教育教材の開発等が追加されました。また、自然体験の機会の場の知事による認定制度の導入や事業型環境NPOの活動支援なども加えられました。
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (環境配慮促進法)	国や地方公共団体の事業活動に係る環境配慮等の状況を公表するとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置を定めています。
	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (環境配慮契約法)	グリーン契約（環境配慮契約）を推進するため、制定されました。グリーン契約とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のことです。国や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みを定めています。